

第6章 景観づくりのその他の方針

(景観法第8条第2項第4号、第5項良好な景観の形成に関するその他の方針)

1. 景観づくりのその他の方針

1) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

地域の個性を活かした魅力的な景観づくりのためには、市街地に点在する景観資源の保全と積極的な活用が重要です。そのため、景観づくりの区域内の建造物（建築物・工作物）及び樹木のうち、以下に示す項目に該当するものについては、景観重要建造物及び景観重要樹木に指定し、維持・保全していきます。

■景観重要建造物又は景観重要樹木が果たす役割

- ①地域のシンボル的存在となっているもの。
- ②優れたデザイン性を有するもの。
- ③市民に愛され親しまれているもの。
- ④本市固有の歴史、文化、生活等が感じられるもので、景観形成上重要なもの。
- ⑤歴史上・信仰上意味のあるもので、景観形成上重要なもの。
- ⑥眺望の目標物であり、景観形成上重要なもの。
- ⑦周辺景観の核となっているもの。
- ⑧その他市民からの申出によるもので景観上重要であると客観的に判断できるもの。



景観重要建造物のイメージ



景観重要樹木のイメージ

2) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲示する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、建築物や工作物の形態意匠等とあわせて、良好な景観形成を推進する上で重要な要素であるため、その表示又は掲出物件の設置に関する行為の制限を定めます。

屋外広告物の表示等にあたっては、「沖縄県屋外広告物条例」に基づき、地域の景観との調和が図られるよう誘導していきます。また、重点地区の指定など、地域特性に応じたきめ細やかなルールづくりを検討します。



屋外広告物のイメージ

3) 景観重要公共施設の整備に関する事項及び良好な景観形成に必要な基準

良好な景観づくりを進めるにあたっては、行政が先導的役割を果たすことが必要です。そのため、景観形成上、特に重要な公共施設（道路・公園・河川等）を関係行政機関・管理者との協議の上、景観重要公共施設に指定し、景観整備を推進します。

■景観重要公共施設の指定候補

①伊計平良川線（海中道路・ロードパーク） ②沖縄石川線 ③勝連半島南側道路

県道 16 号線は、平成 29 年に景観重要公共施設に指定されたことから、当初の指定候補から削除します。なお、重要公共施設指定の指定に基づく整備の方針等については、第 7 章に記載します。



海中道路・ロードパーク(与那城)



沖縄石川線(県道75号線)

4) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

サトウキビ・ビーグ・キク・津堅にんじん・お茶の畑など、本市の農業振興地域にある農地は、良好な農業景観を形成しています。

こうした良好な景観を形成する農地については、景観と調和のとれた良好な営農環境を確保するため、必要に応じて「景観農業振興地域整備計画」の策定を検討します。



照間のイグサ(ビーグ)畑(与那城照間・字照間)



兼箇段のキク畑